

声 明

原告の勝訴確定

金崎満先生（元七生養護学校長）への不当処分取り消しを求める裁判
最高裁「上告審として受理しない」を決定

2010年2月24日

2月23日、最高裁判所第三小法廷（堀籠幸男裁判長）は、都教委の上告に対して、裁判官全員一致の意見で「1 本件上告審を受理しない 2 申立費用は申立人の負担とする」と決定しました。このことによって、東京高裁の勝利判決（2009年4月9日）が確定しました。

これまで、この裁判を支援してくださったみなさんに心から感謝申し上げます。

この事件は、2003年7月2日の土屋（民主党）都議の都議会での七生養護学校の「こころとからだの学習（性教育）」への攻撃に端を発しています。都教委は、性教育だけではなく学級編制や学校運営等にも問題があったとして、ろう学校を除く全ての障害児学校を調査し、わずか2ヶ月後の9月11日に大量の処分を強行しました。その中でも、七生養護学校の金崎元校長には停職1ヶ月と教諭への降任という重い処分を下しました。処分は、性教育については一言も触れず、「学級編制における虚偽申請」「超過勤務の不正な調整」「都教委の通達に違反した研修承認」を理由にしたものでした。

東京高裁判決は、「本件懲戒処分は重きに失し、社会通念上著しく妥当性を欠いて裁量権を濫用して発せられた違法なものであり、本件分限処分は、一部根拠のない事実を前提にし、考慮すべきではない事項を考慮して処分事由の有無を判断したもので、重きに失し、裁量権の行使を誤った結果発せられた違法なものである」と判示し、都教委の控訴を棄却し、「処分を取り消す」とした東京地裁判決を支持しました。

金崎裁判の勝利の確定は、都教委の乱暴な教育行政を断罪するものです。

私たちは、都教委がこのことについて真摯に反省し、金崎元校長に謝罪するとともに、名誉の回復措置をただちに行うことを求めるものです。そして、都教委のこれまでの強権的な教育行政をあらためさせ、学校に自由と民主主義を確立し、ゆたかな障害児教育の実現のために全力をあげていくものです。

石原都政・都教委の教育破壊を告発する！

「金崎満先生（元都立七生養護学校長）への不当処分撤回を求める裁判」弁護団

「金崎満先生（元都立七生養護学校長）への不当処分撤回を求める裁判」支援の会

連絡先 東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館 4階

東京都障害児学校教職員組合 （3230）1565